



一緒に、笑い合おう

特定非営利活動法人 山友会



NPO
山友会
SANYUKAI



MISSION

私たちの使命

路上生活を送らざるを得ない人々や、苦しい生活を送らざるを得ない人々が、独りではないと感じて笑顔を取り戻すこと

VISION

私たちの目指す社会

ひとりひとりがその存在を認めあい、助け合うことのできるようなやさしさに満ちた、安心して暮らすことのできる社会

問題背景

ホームレス状態にある人々の抱える深刻な問題

仕事を失う。住まいを失う。ホームレス状態に至る経緯は様々です。

もしかすると、そこに至るまでに、誰にも助けを求めることが出来なかったのかもしれない。

本当に苦しいときや辛いときに、誰かが手を差し伸べてくれるようなつながりを失ってしまっていることが、彼らの抱える最も深刻な問題なのです。

そして、そうした社会的に孤立した状況は、やがて「自分は誰からも必要とされていない」という想いを抱かせ、前向きに生きていく力を失っていくことにつながっていきます。

孤独の街、山谷

かつて日雇い労働者が多く集まる街であった通称「山谷地域」。現在、その多くが高齢者となった彼らは生活保護を受給しながら簡易宿泊所（ドヤ）で暮らしています。しかし、身寄りのない彼らにとって、社会的に孤立しているという状況は変わりません。依存症、介護難民、孤独死、自殺…。孤立は形を変えて、より深刻な問題を引き起こしています。

ホームレス問題を根本的に解決するために

ホームレス状態にある人々の存在は、互いに手を差し伸べあうことのできる人と人とのつながりがこの社会に失われつつあることを意味しているのかもしれません。

もし、彼らが山谷地域の中で孤立せずに暮らしていくことができれば、ホームレス問題を根本的に解決する大きな一歩になると私たちは信じています。

事業内容

無料診療、生活相談、炊き出し・アウトリーチ、食堂、宿泊支援、居場所・生きがいづくりなどの活動を通して、路上生活を余儀なくされた人々との社会的なつながりを築いています。

【無料診療事業】



おもにホームレス状態にある方など、健康保険証を持たないことで一般の医療機関を受診できない方々を対象に、無料診療を行っています。



【生活相談・支援事業】



生活上の問題や健康上の問題に対する相談支援や、地域生活サポート（見守り、関係機関との連絡調整、緊急時対応等）を行っています。また、来所される方々に対してお茶や日用品も提供しており、山友会を訪れる人々にとっての憩いの場にもなっています。



【配食事業】



■炊き出し・アウトリーチ
隅田川の河川敷で食事を配給する炊き出しと、テント生活の方々を訪問するアウトリーチを行っています。（毎週水・木曜日）



■食堂
クリニックの患者さんや相談室の相談者の方など、山友会を訪れた人々に無償で昼食の提供を行っています。





【宿泊支援事業】



元ホームレスの方などで、介護が必要であることや、病気や障害のため一人で暮らすことが難しくなった方のためのケア付きの宿泊施設「山友荘」を運営しています。スタッフが常駐し、生活の見守りや支援を行うほか、食事の提供、医療機関・介護事業所など連携しながら入所されている方々の暮らしを支えています。

生活の見守りや支援を行うほか、食事の提供、医療機関・介護事業所など連携しながら入所されている方々の暮らしを支えています。



【居場所・生きがいづくりプロジェクト】



ホームレス状態にある方や地域で暮らす元ホームレスの方などが、地域の中で孤立せずに自分の存在を認められる居場所と、自身の生きがいとなるような社会的な役割を手にするを目的に、そうした方々が主体的かつ持続的に参加することができる居場所づくりや生きがいづくりをサポートしています。

そうした方々が主体的かつ持続的に参加することができる居場所づくりや生きがいづくりをサポートしています。



【無縁仏となってしまうホームレスの人々が入れのお墓を建てたい！プロジェクト】



「死後もつながりを感じていただけるように」という想いのもと、活動を通してつながりを持ったホームレス状態にある方で、無縁仏となってしまう方のためのお墓を運営しています。

「死後もつながりを感じていただけるように」という想いのもと、活動を通してつながりを持ったホームレス状態にある方で、無縁仏となってしまう方のためのお墓を運営しています。



【山谷・アート・プロジェクト】



山谷や路上で暮らしているおじさん達が、自身の身の回りや暮らしている街を写真で記録するプロジェクトです。

ご支援のお願い

ホームレス状態にある人たちが、ひとりではないと感じ、笑顔を取り戻すために。あなたのやさしさを私たちに託してもらえませんか。

3,000円のご寄付で、
できること



治療を受けることのできない60人の患者に、無料診療を行うことができます。

5,000円のご寄付で、
できること



食に困る175人の人々に、炊き出しで食事提供を行うことができます。

10,000円のご寄付で、
できること



1人の路上生活を余儀なくされている人が社会的なつながりを取り戻すための生活相談やサポートを受けることができます。

【ご寄付の方法】

■郵便振替をご利用の場合

00100-2-158990 加入者名：山友会

※お名前、お電話番号、郵便番号、ご住所をご記入ください。寄付受領証や山友会からのお礼状がご不要な場合は、その旨を通信欄にお書き添えください。

■銀行振込をご利用の場合

みずほ銀行 三ノ輪支店 普通：1652317

名義：特定非営利活動法人 山友会

■ホームページからオンライン・クレジット決済でご寄付頂くこともできます。

「山友会 寄付」検索

※山友会は「認定NPO」です。山友会への1年間の寄付額について、確定申告によって寄付金控除を受けることができます。（ご寄付をされた際に山友会から発行された「寄付金受領証明書」が必要となります。）

【遺贈・遺産のご寄付のご案内】

遺贈・遺産のご寄付も承っております。遺贈・遺産のご寄付をご検討されている方には、弊会の活動にご協力頂いている弁護士や司法書士、会計士などが法律や税務などについてご相談されることもできますので、お気軽にご連絡ください。

団 体 活 動

- 1984年10月 任意団体として無料診療所の活動を開始。
- 2002年4月 特定非営利活動法人格を取得。
- 2008年5月 国税庁（当時所轄庁）より認定 NPO に認定される。
- 2009年4月 ケア付き宿泊施設 山友荘を開所。
- 2015年1月 「無縁仏になってしまうホームレスの人々が入れるお墓を建てたい！プロジェクト」実施。身寄りのない路上生活者のための墓を建立。

【受賞歴】

- 2009年 第24回 東京弁護士会人権賞 受賞
- 2010年 理事・看護部長(当時)リタ・ボルジーが第38回 医療功労賞(読売新聞主催)受賞

【助成金 受入実績】

- 2007年 トヨタ財団 地域社会プログラム
- 2009年 独立行政法人 福祉医療機構 高齢者・障害者福祉基金
- 2010年 独立行政法人 福祉医療機構 先進的・独創的活動支援事業
- 2010年 オラクル有志の会ボランティア基金
- 2011年 ファイザープログラム
～心とからだのヘルスケアに関する市民活動・市民研究支援～

【行政との協働実績】

- 居宅生活移行支援事業（施設型）（東京都台東区 平成22年度～）
- 長期路上生活者支援事業（東京都 平成28年度）



〒111-0022 東京都台東区清川 2-32-8

TEL: 03-3874-1269

FAX: 03-3874-1332

MAIL: info@sanyukai.or.jp

ホームページ: <http://sanyukai.or.jp>

- 営団地下鉄日比谷線「南千住駅」南口 下車徒歩7分
- JR常磐線「南千住駅」下車 徒歩10分
- つくばエクスプレス「南千住駅」下車徒歩12分



払込取扱票

通常払込料金
加入者負担

02 東京

口座記号番号

00100-2-158990

金額

千 百 十 万 千 百 十 円

加入者名
山友会

料金
備考

※
※以下の項目は山友会の広報活動の目的のみに活用させていただきます。(任意)
■メールアドレス ()
■ご支援のきっかけ
講演会・イベント / お知り合いからのご紹介 / 配架されたパンフレットを見て / その他 ()
■寄付受領証の発行 必要 / 不要 ■お礼状の発行 必要 / 不要
※ご依頼人様のご住所とお名前は寄付受領証やお礼状の発行のために必要ですのでご記入ください。

おところ (郵便番号 -)
※
おなまえ 様
(電話番号 - -)

日附印

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東第5127号)

これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号
00100-2

通常払込
料金加入
者負担

158990

加入者名
山友会

金額
千 百 十 万 千 百 十 円

ご依頼人
おなまえ 様

料金
日附印

備考

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないで出してください。

この受領証は、大切に保管してください。

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



この場所には、何も記載しないでください。